

第2編 災害予防計画

《目 次》

第1章 防災体制の整備

第1節	総合的防災体制の整備	1
第1	組織・動員体制	
第2	地域防災拠点	
第3	防災資機材等の整備	
第4	防災訓練	
第5	広域防災体制の整備	
第6	人材の育成	
第7	防災に関する調査研究の推進	
第8	自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備	
第9	自治体被災による行政機能の低下等への対策	
第10	事業者・ボランティアとの連携	
第2節	情報収集伝達体制の整備	8
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	
第2	情報収集伝達体制の強化	
第3	災害広報・広聴体制の整備	
第3節	消火・救急・救助体制の整備	12
第1	消防力の充実	
第4節	災害時医療体制の整備	14
第1	災害医療の基本的な考え方	
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備	
第3	現地医療体制の整備	
第4	後方医療体制の整備	
第5	医薬品等の確保体制の整備	
第6	患者等搬送体制の確立	
第7	個別疾病対策	
第8	関係機関協力体制の確立	
第9	医療関係者との訓練の実施等	
第10	災害医療機関等の施設整備	
第5節	緊急輸送体制の整備	19
第1	陸上輸送体制の整備	
第2	航空輸送体制の整備	
第3	水上輸送体制の整備	
第4	輸送手段の確保	
第5	交通規制・管制の確保	
第6節	避難受入れ体制の整備	23
第1	避難場所、避難路の指定・整備	
第2	地震時の避難場所、避難路の安全性の向上	
第3	避難所の指定・整備	
第4	避難指示等の事前準備	

第5	避難誘導體制等の整備	
第6	水害時の広域避難体制の整備	
第7	応急危険度判定の運用体制の整備	
第8	応急仮設住宅等の事前準備	
第9	罹災証明書が発行体制の整備	
第7節	緊急物資確保体制の整備	31
第1	応急給水体制の整備	
第2	食料・生活必需品の備蓄・調達	
第8節	ライフライン確保体制の整備	34
第1	上水道	
第2	下水道	
第3	電力	
第4	ガス	
第5	電気通信	
第6	住民への広報	
第7	倒木等への対策	
第9節	交通確保体制の整備	40
第1	鉄軌道施設	
第2	道路施設	
第10節	避難行動要支援者等支援体制の整備	41
第1	障害者・高齢者に対する支援体制の整備	
第2	社会福祉施設の取組	
第3	福祉避難所の確保・指定	
第4	外国人に対する支援体制の整備	
第11節	帰宅困難者支援体制の整備	45
第1	帰宅困難者対策の普及・啓発活動	
第2	道路や鉄道の情報共有の仕組みの確立と啓発	
第3	徒歩帰宅者への支援	

第2章 地域防災力の向上

第1節	防災意識の高揚	46
第1	防災知識の普及啓発等	
第2	防災教育等	
第2節	自主防災体制の整備	49
第1	地区防災計画の策定等	
第2	自主防災組織の充実	
第3	防災サポーターの充実	
第4	事業者による自主防災体制の整備	
第5	救助活動の支援	
第3節	ボランティアの活動環境の整備	53
第1	ボランティアの活動環境の整備	
第4節	企業防災の促進	54

第3章 災害予防対策の推進

第1節	都市防災機能の強化	56
第1	防災空間の整備	
第2	都市基盤施設の防災機能の強化	
第3	千里丘駅西地区再開発事業の推進	
第4	建築物の安全性に関する指導等	
第5	空家等の対策	
第6	所有者不明土地の活用	
第7	文化財	
第8	ライフライン災害予防対策	
第9	災害発生時における廃棄物等の収集・運搬等処理体制の確保	
第10	放送施設災害予防対策	
第2節	地震災害予防対策の推進	63
第1	住宅・建築物の耐震対策等の推進	
第2	土木構造物の耐震対策等の推進	
第3	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第4	地震観測体制の整備	
第3節	水害予防対策の推進	66
第1	洪水対策	
第2	雨水出水対策	
第3	水害減災対策	
第4節	危険物等災害予防対策の推進	70
第1	危険物災害予防対策	
第2	高圧ガス災害予防対策	
第3	火薬類災害予防対策	
第4	毒物劇物災害予防対策	
第5	管理化学物質災害予防対策	
第5節	火災予防対策の推進	73
第1	建築物等の火災予防	

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

市は、各組織・動員体制の整備を図るとともに、防災資機材の備蓄、訓練や研修の実施等を通じて、総合的な防災体制を確立する。

第1 組織・動員体制

1 摂津市防災会議

防災危機管理課は、地域防災計画の修正、防災に関する重要事項を審議する場合は、摂津市防災会議を開催する。

2 摂津市災害対策本部、摂津市災害警戒体制

(1) 防災危機管理課は、第3編「地震災害応急対策計画」及び第4編「風水害応急対策計画」の第1節「組織動員」第2「配備指令及び配備体制」に規定する指令区分、発令基準、配備対象者に関する理解を深められるよう新規採用職員を対象とした研修等を通じて周知を図る。

(2) 防災危機管理課は、定期的に災害対策本部室の設営訓練を行う。

3 摂津市防災対策会議

防災危機管理課は、迅速に摂津市防災対策会議を開催できるよう可能な範囲で使用する資料等の事前準備を行う。

4 緊急防災推進員

(1) 防災危機管理課は、全職員を対象に勤務時間外の参集に要する時間等の調査を行い、各避難所・緊急避難場所に配置する緊急防災推進員を選定する。

(2) 防災危機管理課は、(1)の選定にあたっては、各避難所・緊急避難場所に男性職員、女性職員が、それぞれ1名以上配置されるよう努める。

(3) 市長は、防災危機管理課の選定を踏まえ、緊急防災推進員を指名する。

(4) 防災危機管理課は、緊急防災推進員に指名された職員を対象に、参集基準や業務内容等に関する説明会を実施する。

(5) 緊急防災推進員に指名された職員は、避難所運営マニュアル（施設個別の避難所運営マニュアルを作成している施設に配置された場合は当該マニュアルを含む。）を確認する。

(6) 緊急防災推進員に指名された職員は、防災危機管理課が実施する避難所確認訓練に参加するとともに、担当する施設に新たな設備が設置された場合などは、その説明会等に参加する。また、自主防災組織から要請があったときは自主防災訓練にも参加するよう努める。

5 警戒配備体制（風水害時）

(1) 初期防災体制

- ① 防災危機管理課及び初期防災体制下における統括班長は、初期防災体制下の業務を担当する職員を選定する。
- ② 防災危機管理課及び初期防災体制下における統括班長は、初期防災体制下における業務に従事する職員を対象に説明会を開催する。
- ③ 防災危機管理課及び初期防災体制下における統括班長は、②の説明会において、次の役割分担の下、説明を行う。
 - ・防災危機管理課は、参集方法、動員報告、移動系無線の使用方法、その他必要な事項について説明を行う。
 - ・初期防災体制下における統括班長は、参集基準、業務の概要、その他必要な事項について説明を行う。
- ④ 初期防災体制下における業務に従事する職員は、初期防災体制マニュアルを確認するとともに、出水期前の現地点検を実施する。
- ⑤ 初期防災体制下における業務に従事する職員は、出水期後に初期防災体制マニュアルの検証を行うとともに、必要に応じて当該マニュアルの改定について検討する。
- ⑥ 初期防災体制下における統括班長は、⑤の検討結果を取りまとめ、防災危機管理課へ提出する。
- ⑦ 防災危機管理課は、⑥で提出された検討結果を確認し、マニュアルを改定するとともに、庁内 LAN への掲載等により周知を図る。

(2) 自主避難所の開設・運営（風水害時）

- ① 防災危機管理課は、全職員を対象に参集に要する時間等の調査を行い、各避難所・緊急避難場所に配置する緊急防災推進員を選定後、緊急防災推進員として指名されなかった職員の中から、自主避難所の担当職員を選定する。
- ② 防災危機管理課は、自主避難所の担当者として指名された職員を対象に、参集基準や業務内容等に関する説明会を実施する。

6 事前配備（風水害時）

防災危機管理課は、府の水防災情報システムの操作方法や、大阪管区气象台とのホットラインについて確認を行う。

7 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2 地域防災拠点

市、府及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

本市の地域防災拠点の位置づけは次のとおりとし、防災危機管理課は、新たな施設が整備される場合は、適宜、地域防災拠点としての位置づけを検討する。

1 備蓄拠点

市役所及び近畿自動車道高架下水防倉庫

明和池公園

市立小中学校

旧三宅小学校及び旧鳥飼東小学校

味舌体育館

とりかいこども園

鳥飼水防倉庫（鳥飼本町四丁目2番）

2 物資集積・輸送拠点

市役所及び近畿自動車道高架下並びにその周辺

3 応援部隊の受入れ及び活動拠点

摂津市青少年運動広場

摂津市スポーツ広場

明和池公園

第3 防災資機材等の整備

市及び防災関係機関は、迅速に応急対策活動及び応急復旧活動を行うため、必要な人材、装備、資機材、食料、生活用品等の確保、整備に努める。

1 防災資機材等の整備・技術者等の確保

(1) 防災危機管理課は、大阪府域救援物資対策協議会が定める「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」や、過去の大規模災害の教訓などを踏まえ、被災者用備蓄資機材等及び職員用備蓄資機材等の備蓄に努める。

(2) 防災危機管理課は、応急対策業務全般で必要となる資機材や人材等について、平常時から確保することが困難な場合は、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(3) 関係各課は、担当する応急対策業務に必要となる燃料、資機材等の備蓄に努める。

(4) 関係各課は、担当する応急対策業務に必要となる資機材や人材等について、平常時から確保することが困難な場合は、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(5) 防災関係機関は、応急対策業務に必要となる燃料、資機材等の備蓄に努める。

2 資機材等の点検

防災危機管理課、関係各課及び防災関係機関は、備蓄・保有する装備・資機材等について、随時点検及び補充交換等を行い保全に万全を期する。

3 データの保全

関係各課は、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練

1 総合防災演習

防災危機管理課は、関係各課、市民及び防災関係機関等と連携し、災害時の応急対策業務の確認、関係機関等との更に顔の見える関係性の構築及び市全体の防災意識の向上を目的として、被害情報の収集伝達、避難広報、避難誘導、応急救護、応急救出、道路啓開、水防工法など、各種訓練内容を包含した総合的な防災演習を定期的を実施する。

2 災害対策本部会議運営訓練

防災危機管理は、市が災害時に状況に即して円滑に応急対策業務を実施できるよう災害対策本部会議運営訓練を定期的を実施する。

3 安否確認訓練

防災危機管理課は、災害発生時の職員の参集可否、参集に要する時間等を迅速に把握できるよう安否確認訓練を定期的を実施する。

4 避難所開設・運営訓練

防災危機管理課は、施設個別の避難所運営マニュアルの作成時や自主防災組織が実施する自主防災訓練などの機会を通じて、緊急防災推進員、自主防災組織、防災サポーター、施設管理者等の協力・参加のもと、避難所開設・運営訓練を実施する。

5 自主防災訓練

自主防災組織は、定期的に自主防災訓練を実施するよう努める。

防災危機管理課は、関係各課及び緊急防災推進員と連携し、自主防災訓練の実施・運営に協力する。

防災危機管理課は、自主防災組織に対し、避難所開設・運営訓練や水害時の広域避難の必要性に関する講座など、訓練内容を充実させるための提案を行う。

6 その他の訓練

防災危機管理課は、防災関係機関との情報収集伝達訓練等を実施する。

関係各課は、担当する応急対策業務の訓練を単独又は他の訓練と合わせて実施する。

7 国、府、その他関係機関の実施する訓練への参加

防災危機管理課及び関係各課は、国、府、その他関係機関の実施する訓練に参加し、協力関係を構築するとともに、相互連絡を密にするなど、市の防災力の向上を図る。

第5 広域防災体制の整備

防災危機管理課、関係各課及び防災関係機関は、平常時から大規模災害も視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の関係機関への連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な防災体制の整備を図る。

第6 人材の育成

- (1) 防災危機管理課は、災害対応に使命感を持ち、危機に的確に対処できる能力を持つ職員を育成するため、新規採用職員を対象とした研修を実施するとともに、その他の職員を対象とした研修についても定期的実施する。
- (2) 防災危機管理課及び関係各課は、災害対策本部体制下の各班の業務が円滑に実施できるよう災害対応マニュアルの作成、見直し、確認を行う。
- (3) 防災危機管理課は、職員の防災士資格の取得を促進する。
- (4) 防災危機管理課、消防本部、上下水道部は、全部局又は関係部局の職員を対象として、被災自治体へ災害派遣を行う。
- (5) 防災危機管理課及び関係各課は、国や府などが実施する講習会や、研修会等への参加により、知識の向上を図る。
- (6) 市及び府は、平時より、災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。

第7 防災に関する調査研究の推進

防災危機管理課、関係各課及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害応急対策業務のデジタル化を進める。

また、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチングを行うなど、災害対応における先進技術の導入に努める。

第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

- 1 防災危機管理課、消防本部、府及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時からの連携体制の強化、共同訓練の実施や派遣要請手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。
- 2 府及び陸上自衛隊第3師団は、自衛隊の災害派遣に要すると想定される経費について、経費分担協定を締結する等により、それぞれが負担する経費並びに災害の状況及び派遣部隊の活動を踏まえ、協議すべき経費等をあらかじめ明確にしておくものとする。

第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 業務継続計画（BCP）の運用・見直し

市は、次のとおり業務の継続を図るとともに、業務継続計画（BCP）を運用し、非常時優先業務（中断が許されない通常業務及び災害応急対策業務）を実施するため、適宜、業務継続計画（BCP）の見直しを行う。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データ等のバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 防災危機管理課は、非常時優先業務の整理を行い、その業務の継続を図るため、職員の参集状況を早期に把握するとともに、多様な通信手段の確保をはじめ、職員の水・食料の確保にも努める。
- (4) 資産活用課は、執務室や電源の確保に努める。
- (5) 防災危機管理課は、地域防災計画の修正時や災害応急対策マニュアルの作成・見直し時などに業務継続計画の点検等を実施するとともに、機構改革等の状況の変化に応じて業務継続計画を改定する。
- (6) 防災危機管理課は、地震に対応するための業務継続計画を優先して作成し、その後、風水害に対応した業務継続計画を策定する。

2 受援計画の策定

市は、災害応急対策業務マニュアルの整備により当該業務に必要な人員の精査を行い、業務継続計画（BCP）の作成により必要な応援職員の人数及び職種等を明らかにした上で、災害の規模や被災者のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について取りまとめる。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

府は、市の受援計画の作成を支援する。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や要請手続、受入体制等を定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限に生かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

計画に定める主な内容は、大阪府市町村受援計画策定手引書に基づき、次のとおりとする。

- ① 受援体制（受援体制の構築、受援の役割分担など）
- ② 人的支援の受入れ（人的支援の受入れ手順、分野別の受入れ概要、受援業務など）

- ③ 物的支援の受入れ（生活支援物資の受入れ手順、業務用資源の受入れ手順、物資配送関連施設など）
- ④ 受援力の向上（計画実施・改定の進め方、実効性強化への取組など）

(3) 応援職員の環境整備・装備の充実

府及び市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

- ① 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成
- ② 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- ③ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第10 事業者・ボランティアとの連携

防災危機管理課、関係各課及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策活動等が行えるように努めるとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

防災危機管理課は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努めるとともに、災害対策基本法に基づく登録被災者援護協力団体との連携について検討を進める。

摂津市社会福祉協議会及び保健福祉課は、ボランティアによる平時の活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、防災協定の締結やコーディネート機能の強化に努める。

（資料）

- 【資料7】 摂津市災害対策本部条例
- 【資料8】 摂津市災害対策本部組織図
- 【資料14】 防災拠点・緊急交通路図
- 【資料20】 災害時における配備職員

第2節 情報収集伝達体制の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が行えるよう平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の確実な収集に努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市、府及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設整備の耐震化及び停電対策を維持・強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの充実を図る。

また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施、操作方法の習熟を図る。

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、無人航空機等も利用して情報収集するほか、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、市と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

1 市防災行政無線

防災危機管理課は、固定系無線設備の停電対策等を含めた保守点検を実施するとともに、移動系無線設備の保守点検を実施する。

2 庁舎管理

資産活用課は、市庁舎の停電対策の維持・強化及び早期復旧に係る検討を行う。

3 無線通信網

情報政策課は、インターネット回線及びLGWAN回線に係る停電対策の維持・強化及び早期復旧に係る検討を行う。

4 大阪府防災情報システムの運用

(1) 府は、大阪府防災情報システムの習熟を図るため、定期的に市職員を対象とした操作研修会を実施する。

(2) 防災危機管理課は、(1)の操作研修会に原則参加するとともに、防災危機管理課執務室に配備されている大阪府防災情報システム専用端末を活用した訓練に努める。

(3) 府及び防災危機管理課は、共同事業として取り組む防災情報充実強化事業により実現するシステムを活用して以下の機能の充実を図る。

- ① インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイト）
- ② 電子メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達
- ③ 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
- ④ Lアラート（災害情報共有システム）を利用したデータ放送への情報の伝達
- ⑤ ネットワークを活用した被災者支援システム等、被災時の業務支援・情報共有

5 無線通信施設の維持・充実等

防災危機管理課、警備企画課及び関係各課は、災害時の応急対策活動に係る情報通信確保の確実性向上に向け、通信施設の維持・充実等を図る。

- (1) 市防災行政無線（固定系無線設備）の維持・充実
- (2) 800MHz帯デジタルMCAサービスの終了に伴う移動系無線設備の代替案の検討・整備
- (3) 消防救急デジタル無線の維持・充実
- (4) 様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の検討・整備

第2 情報収集伝達体制の強化

1 情報収集伝達体制の整備

- (1) 防災危機管理課は、消防本部（署）との連携により、職員常駐体制の整備に努める。
- (2) 防災危機管理課は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、災害時に職員が情報を共有するシステムなど、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- (3) 関係各課は、被害情報を収集するための収集経路や手段等を明確にするとともに、必要に応じて、システム等の導入を検討する。
- (4) 防災危機管理課は、火災・災害等即報要領及び市町村行政機能チェックリストの熟知に努める

2 伝達手段の多重化・多様化

防災危機管理課は、様々な環境下にある市民や職員に対し、避難情報等を確実に伝達できるように関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- (1) 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- (2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (3) テレビ
- (4) ラジオ
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）
- (6) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページ及びメール
- (7) ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- (8) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- (9) その他、避難情報等を確実に伝達できる手段

3 伝達手段の運用体制の強化

- (1) 防災危機管理課は、大阪府内市町村防災対策協議会の取組を通じて、無線従事者を養成する。
- (2) 防災危機管理課は、自主防災訓練、Lアラート全国合同訓練、大阪880万人訓練等を通じて、伝達手段の運用の習熟を図る。

4 国・府による情報収集伝達体制の整備

- (1) 国は、国、公共機関、府及び市の間で情報の共有化が図られるよう、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。
- (2) 府は、災害発生時における職員との連絡確保を図るため、携帯電話の災害時優先電話登録を進めるほか、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、職員の24時間常駐体制をとるものとする。

第3 災害広報・広聴体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

1 広報体制の整備

- (1) 防災危機管理課及び広報課は、次の事項について事前に準備を整えるよう努める。
 - ① 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理
 - ② 広報文案の事前準備
 - ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）、気象・河川の水位等の状況
 - イ 出火防止・初期消火の呼びかけ
 - ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - エ 災害応急活動の窓口及び実施状況
 - オ 情報の正確性の確認に関する呼びかけ（流言飛語対策）
 - カ その他、必要な事項
- (2) 広報課は、平常時から要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。
- (3) 広報課は、必要に応じて、広報班の災害時職員初動対応マニュアルの見直しを行う。
- (4) 府、防災危機管理課及び関係各課は、障害者に関し、障害の種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 緊急放送体制の整備

- (1) 府及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。
- (2) 広報課は、市ホームページの編集や市公式LINEの配信に係る操作の習熟を図るとともに、株式会社ジェイコムウエスト及びJCOM株式会社に緊急放送の要請を実施する際の手続の確認を定期的に行う。

3 報道機関との連携協力

広報課は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

市民課、国保年金課及び政策推進課は、市民等から寄せられる被害状況や応急対策の状況に関する問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう災害相談窓口の机や防災危機管理課が確保している電話機のレイアウト等も含めた災害時の広聴に係るマニュアルを整備する。

5 停電時の市民への情報提供

防災危機管理課、広報課、府及び防災関係機関は、停電時のインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

6 居住地以外の市町村に避難する市民への情報提供

防災危機管理課、広報課、府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

7 安否情報

市民課、国保年金課及び政策推進課は、府が策定している「災害時における安否不明者等の氏名等公表に係るガイドライン」及び「災害時における安否不明者の氏名等公表に係る要領書」の習熟を図る。

第3節 消火・救急・救助体制の整備

第1 消防力の充実

市は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関等との連携を図り、消火・救急・救助体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

消防本部は、消防力の整備指針（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防車両等の充実・強化を図るとともに、映像情報等を活用した情報収集体制や通信機能の維持・強化を図るなど、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

① 消防本部は、消防水利の基準（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づく、消防水利の配置に努める。

② 消防本部は、河川や農業用水路等の自然水利、プール、私設防火水槽の活用、耐震性貯水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。

(3) 活動体制の整備

消防本部は、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救急・救助体制、広報体制、後方支援体制等の充実に向け、摂津市消防計画の内容の習熟を図るとともに、同計画に基づく訓練を実施する。

また、必要に応じて、同計画の見直しを行う。

(4) 消防団の充実強化

消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、摂津市消防団活性化総合計画に基づく取組を推進する。

① 体制整備

青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。

② 消防施設、装備の強化

消防本部は、消防車両及び小型動力ポンプを計画的に更新するとともに、消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）に定められた資機材の内、本市の消防団の特性に応じた資機材を精査し、計画的に配備する。

③ 消防団員の教育訓練

消防本部は、摂津市消防団活動マニュアルの活用や年度ごとの消防団事業計画に基づく各種訓練、府立消防学校への派遣等を通じて、消防団員の防災に関する知識及び技術の向上を図るとともに、安全管理を徹底する。

④ 自主防災組織との連携強化

消防団は、地域により密着した活動を行うことができるよう、自主防災訓練への参加等を通じて、自主防災組織との連携強化に努める。

2 広域消防応援体制の整備

- (1) 消防本部は、平常時から、府（緊急消防援助隊への応援要請を含む。）、相互応援協定締結自治体への応援要請に係る手続を確認しておく。
- (2) 消防本部は、大規模災害の発生に備え、消防相互応援協定の更なる締結に努めるほか、緊急消防援助隊との連携や応援部隊の受入れ体制の整備に努める。

3 消防の広域化

消防本部は、消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、更なる消防の広域化を検討する。

4 連携体制の整備

消防本部は、府、摂津警察署、自衛隊等と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築するとともに、相互に連携して、情報相互連絡体制、輸送体制の整備のほか、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救急・救助活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害等が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター）、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーターの充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（保健医療活動チーム）への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ継続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携し、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的な考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

保健福祉課は、災害時医療救護活動の総合調整を行い、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会等の関係機関と連携しながら、適切な措置を講じることとなるため、平常時から必要に応じて摂津市災害時保健活動マニュアルの見直しを行うほか、摂津市医療救護活動マニュアルを整備し、関係課や関係機関と連携して、これらのマニュアルに基づく訓練を実施する。

1 現地医療活動

医療救護班等は、患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

大きく次の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 災害現場又は応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場又はその付近に設置する応急救護所では、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

② 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設する医療救護所では、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

- ① 状況に応じて医療機関を「医療救護所」と位置づけ、市の医療救護班の派遣や物資の供給を行う。
- ② 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者へ二次医療又は三次医療を提供するため、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、災害医療機関は後方医療活動を優先して活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあつた適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システム等の活用

- (1) 府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう市及び医療機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。
- (2) 保健福祉課及び消防本部(署)は、(1)の研修・訓練に参加し、EMISの入力操作等の習熟を図る。

2 連絡体制の整備

- (1) 保健福祉課、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会は、災害時の連絡・調整窓口、共有する情報の内容、情報収集伝達手段、役割分担をそれぞれが作成するマニュアル等に定める。
- (2) 保健福祉課及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるよう災害医療情報連絡員を指名しておく。

3 その他

- (1) 保健福祉課は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会及び市の医療救護班との連絡手段を確保する。
- (2) 摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会は、災害時優先電話回線等の連絡手段を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市、医療機関及び府は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病・傷病に対応できるよう診療科目・職種別に医療救護班等を構成する。

1 医療救護班の種類と編成

(1) 緊急医療班

府は、災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成する。緊急医療班には、災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けている災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 医療救護班

保健福祉課は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会と協議のうえ、医療救護所等で主に臨時診察活動を行う医療救護班の編成等をあらかじめ取り決める。

また、市の医療救護班を医療救護所へ派遣する派遣基準や派遣方法等について検討し、派遣体制を確立する。

(3) 医療救護班（保健医療活動チーム）

府の保健医療調整本部は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学等に必要な医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣を要請する。

2 応急救護所・医療救護所の設置体制の整備

(1) 応急救護所

消防本部（署）は、応急救護所の円滑な設置に向け、エアータントの設置訓練等を行うとともに、摂津市医師会等の関係機関と連携して、トリアージ訓練等を行う。

(2) 医療救護所

保健福祉課は、いきいきプラザ（文化ホール前）または新鳥飼公民館などの候補場所における医療救護所の設置体制を確立するとともに、建物の倒壊等で室内に設置できない場合の対応においても検討を行う。

また、調達する医療用資器材等について、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会と調整のうえ、調達の役割分担を明確化する。

3 応援の要請及び受入れ

(1) 応援の要請

保健福祉課は、府及び日本赤十字社大阪府支部に応援を要請する際の手続を確認しておく。

(2) 応援の受入れ

保健福祉課は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会と協議のうえ、市外から派遣される医療救護班及び医療ボランティアの受入れ及び配置調整を行うための体制を確立する。

4 摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会との協力体制の確立

保健福祉課は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会との協定の締結及び当該協定に基づく細部事項を取り決める。

第4 後方医療体制の整備

1 摂津市災害医療センター

保健福祉課は、摂津市災害医療センターに指定している摂津ひかり病院と平常時から密に連携し、災害時の活動のシミュレーション等を通じて、抽出した課題の解決等について検討を進める。

2 災害医療協力病院及び初期医療機関

保健福祉課は、大阪府地域防災計画で災害医療協力病院として指定されている医療機関（救急告示病院として指定される医療機関）や初期医療機関に摂津市地域防災計画や、摂津市災害時保健活動マニュアル、大阪府災害時医療救護活動マニュアル（今後作成する市の医療救護活動マニュアルを含む。）を周知する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府、防災危機管理課及び保健福祉課は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

防災危機管理課、保健福祉課及び消防本部（署）は、災害時における患者、市の医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、搬送体制を確立する。

1 患者搬送

保健福祉課及び消防本部（署）は、府と協力し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう EMIS の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の移送

保健福祉課は、摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会と協議のうえ、医療救護所において医療救護活動を行う市の医療救護班の派遣手段等を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

保健福祉課は、医薬品等の受け入れ及び医療救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

保健福祉課、障害福祉課、出産育児課及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

また、府は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。

第8 関係機関協力体制の確立

保健福祉課及び府は、大阪府三島保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害医療体制を整備する。

また、保健福祉課は、一般財団法人摂津市保健センターとの災害時における連携体制の構築に向けた検討を進める。

第9 医療関係者との訓練の実施等

- 1 各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。
- 2 保健福祉課及び防災危機管理課は、総合防災演習等の機会を通じて、防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。
- 3 基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。
- 4 府は、基幹災害拠点病院等と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。

第10 災害医療機関等の施設整備

府は、災害医療機関をはじめとした医療機関の耐震化、自家発電設備の整備、浸水対策等の施設整備や災害拠点病院の資機材等の整備・充実を促進する。

第5節 緊急輸送体制の整備

第1 陸上輸送体制の整備

市、府及び防災関係機関は、災害発生時に救急・救助、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

1 緊急交通路の選定

市及び府は、府警察（摂津警察署）及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

また、府は、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路を「重点14路線」として選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路
- ③ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

(2) 地域緊急交通路（市選定）

防災危機管理課及び道路管理課は、他の道路管理者と協議のうえ、府が選定する広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、市内の備蓄拠点、摂津市災害医療センター及び避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

2 緊急交通路等の整備

道路管理課及び道路交通課並びに他の道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

河川管理者（国土交通大臣）は、緊急交通路の補完的機能を果たし、河川（淀川）における船着場と上流への航路確保に必要な淀川大堰閘門の整備と併せ、一体的に機能する緊急用河川敷道路の整備に努める。

3 災害時の応急点検体制の整備

道路管理課及び他の道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

防災危機管理課、道路管理課、府、摂津警察署及び他の道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民への緊急交通路の周知に努める。

5 道路障害物除去対策の推進

道路管理課は、土木班を構成する部署と協力し、次の事項について検討を進める。

- (1) 道路の障害物除去のための道路啓開用資機材（通行禁止等を示す看板やカラーコーン等を含む。）の確保体制を確立する。
- (2) 災害発生直後に道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制を確立する。
- (3) 協定締結事業者などの防災関係機関や他の道路管理者と協議のうえ、障害物を除去する道路の優先順位、障害物の除去方法、人員の配置、その他必要な事項について定めたマニュアルを作成する。

6 緊急通行車両確認標章等の交付

各課及び防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について、災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

また、府は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるよう、周知及び普及を図るものとする。

7 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

- 1 防災危機管理課は、府等の関係機関の協力による災害発生時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かして応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。
- 2 施設所管課は、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止及び道しるべとしてヘリサインの整備に努める。

第3 水上輸送体制の整備

近畿地方整備局淀川河川事務所は、災害時において、陸上輸送に代わり河川を利用した緊急物資及び人員の輸送等を円滑に行なうために、都市河川で整備を進めてきた、船着場の適切な維持管理等に努める。

第4 輸送手段の確保

1 市の公用車

資産活用課は、摂津市公用車管理規程第4条第4項の規定に基づき、各課で使用が想定されない車両を特定するとともに、使用可能な車両の管理運用方法について検討を進める。

2 調達体制の整備

- (1) 府は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、一般社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間事業者との連携に努める。
- (2) 防災危機管理課及び産業振興課は、緊急輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等と協定を締結するなど、体制整備に努める。
- (3) 防災危機管理課、府及び防災関係機関（指定行政機関等を含む。）は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定等を締結し緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

第5 交通規制・管制の確保

1 府

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、あらかじめ緊急通行車両の確認申出があり、緊急通行車両と認めたときは、原則緊急通行車両確認標章等を交付する。

2 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、緊急通行車両確認標章等を交付する。

3 府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ① 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- ② 災害時の信号制御システム等の整備
- ③ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

4 近畿地方整備局

被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

5 道路管理者

道路管理課及び他の道路管理者は、道路法第46条第1項に基づき、災害時における道路施設の破損・決壊等により、応急復旧が必要な場合に備え、通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

(資料)

【資料 13】 緊急交通路一覧

【資料 14】 防災拠点・緊急交通路図

【資料 15】 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

第6節 避難受入れ体制の整備

市は、災害から市民を安全に避難させるため、一時避難場所、広域避難場所、緊急避難場所、避難所等を指定し、機能の充実に努めるとともに、日頃から市民への周知活動を行う。

市民への周知にあたっては、災害種別によって、避難所として開設されない施設があること等を特に周知徹底する。

また、市及び府は、建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制等の整備、応急仮設住宅の事前準備を進める。

第1 避難場所、避難路の指定・整備

1 一時避難場所（地震災害時）

防災危機管理課は、地震発生時に、市民が一時的に避難できるグラウンド、都市公園（原則として面積1ha以上）、防災機能を有した広場等を一時避難場所として選定する。

2 広域避難場所（地震災害時）

防災危機管理課は、地震災害時等における火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民等の安全を確保するため、次のいずれかの要件を満たした場所を広域避難場所として選定する。

- (1) 選定される避難者1人あたり、おおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。
（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり、おおむね2㎡以上の避難有効面積を確保できること。）
- (2) 延焼火災に対し有効な遮断ができるおおむね10ha以上の空地
（ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。）
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

3 広域避難場所に通じる避難路（地震災害時）

防災危機管理課は、次の要件のいずれかを満たす道路を広域避難場所に通じる避難路として指定する。

- (1) 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に有効な遮断帯が存在するなど、避難者の安全が確保できると認められる場合には幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- (2) 落下物、倒壊物による危険など、避難に支障をきたすおそれが少ないこと。
- (3) 水利の確保が比較的容易なこと。
- (4) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（(1)に該当するものを除く。）

4 風水害時の避難場所・避難路の指定等

- (1) 防災危機管理課は、水害に備え、想定最大浸水深を超える高さに避難可能なスペースがある施設を緊急避難場所として指定する。
- (2) 防災危機管理課は、千里丘駅西地区再開発事業により整備される施設（プレミスタタワー千里丘）の一部など、民間事業者等との協定に基づく緊急避難場所の確保に努める。
- (3) 防災危機管理課は、緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道を避難路として指定する。
- (4) 防災危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるのかを明示するよう努めるとともに、その誘導標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

5 公共建築物の高台化

政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当）は、公共建築物の新築又は既存公共建築物の大規模改修時などの機を捉え、高台まちづくり推進本部の下に設置した都市計画・高台用地調査検討推進チームによる協議・検討を統括し、公共建築物の高台化を図る。

第2 地震時の避難場所、避難路の安全性の向上

防災危機管理課及び関係各課は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 防災危機管理課は、避難場所標識等による市民への周知を行う。
- (2) 水みどり課は、延焼防止の観点を踏まえ、周辺の緑化に努める。
- (3) 水みどり課、資産活用課、教育政策課及び文化スポーツ課は、一時避難場所として選定されている所管施設において、複数の進入口の維持・確保に努める。

2 広域避難場所

- (1) 府及び関係機関は、避難場所標識の設置に努める。
- (2) 府及び関係機関は、非常電源付きの照明設備・放送施設の整備の促進に努める。
- (3) 府及び関係機関は、周辺における耐震・耐火建築物の整備及び緑化を促進するよう努める。
- (4) 府及び関係機関は、複数の進入口の整備を促進するよう努める。

3 避難路

- (1) 建築課は、沿道における耐震・耐火性能が不足する既存建築物の性能向上を促進するよう努める。

- (2) 水みどり課及び道路管理課は、延焼防止の観点を踏まえ、沿道の緑化に努める。
- (3) 道路管理課及び他の道路管理者は、段差の解消に努める。

第3 避難所の指定・整備

1 避難所の指定（指定避難所）

防災危機管理課は、必要に応じて開設できる施設を避難所として指定するとともに、指定避難所の場所、受け入れ人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知を図る。

なお、想定される避難所生活者1人あたりの面積は、感染症対策の観点から5.3㎡（通路を含む。）とする。

- (1) 防災危機管理課は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に立地する施設を避難所として指定する。
- (2) 防災危機管理課は、市ホームページや広報紙、出前講座等を通じて、市民に指定避難所に関する情報を周知する。

2 避難所機能、備蓄用品・資機材の充実

市は、避難者が安全に安心して避難所生活を送られるようスフィア基準や大阪府救援物資対策協議会が策定している「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」等を踏まえた機能、備蓄用品・資機材の充実に努める。

- ① 防災危機管理課は、前述の備蓄方針に基づき、食料やトイレ（簡易及び組立式）、乳児用液体ミルク、生理用品等について、府と分担して必要量を確保する。
- ② 防災危機管理課は、過去の災害の教訓や施設個別の避難所運営マニュアルの作成を通じて抽出した課題に基づき、備蓄用品・資機材の充実に努める。
- ③ 避難所に指定されている施設の所管課は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう非常用発電設備等の整備に努める。また、この際、環境政策課と連携し、再生可能エネルギーの活用を含めた検討を行う。
- ④ 防災危機管理課は、消費期限の切れた備蓄飲料水を生活用水として確保する。また、教育政策課は、小中学校のプールの保全を図る。
- ⑤ 府は、飲料水や空気環境、トイレの衛生等の環境衛生対策をまとめたガイドを市町村に周知・啓発し、生活環境の確保に必要な知識、対策の普及に努めるものとする。

3 要配慮者に配慮した避難施設の整備・確保

市は、少子高齢化が進行する中、要配慮者となる高齢者の更なる増加、支援の担い手の減少等が懸念されるため、要配慮者が利用しやすい施設の整備・確保に努める。

また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 施設管理者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づいた避難施設の整備・改善に努める。

- (2) 施設管理者は、その施設内に福祉仕様トイレを設置するよう努める。ただし、障害者等が他の施設の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合はこの限りではない。
- (3) 施設管理者は、障害者等が落ち着ける環境を整備することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保などに努める。
- (4) 防災危機管理課は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水、食料、物資の受け取り等）に支障のないよう配慮に努める。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (5) 障害福祉課及び高齢介護課は、府とともに、日常生活用具やその他配慮が必要な方の避難生活に必要な備品の整備に努める。
- (6) 保健福祉課、障害福祉課及び高齢介護課は、福祉避難所の確保に努める。

4 避難所の運営管理体制の整備

- ① 防災危機管理課は、全施設共通の避難所運営マニュアルを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 防災危機管理課は、自主防災組織、防災サポーター、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会、PTA、学校、指定管理者、当該避難所を担当する緊急防災推進員など、多様な関係者と共同で施設個別の避難所運営マニュアルを作成する。その際、男女共同参画の視点やインクルーシブ防災の理念に十分、配慮するものとする
- ③ 防災危機管理課は、①及び②のマニュアルについて、緊急防災推進員、避難班を構成する部署（生涯学習課、文化スポーツ課、自治振興課、人権女性政策課、こども家庭相談課、生活支援課）、自主防災組織等と共有する。
- ④ 保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課及び出産育児課は、福祉避難所の開設・運営に関するマニュアルを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ⑤ 保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課及び出産育児課は、福祉避難所と指定している施設の管理者に対し、福祉避難所の開設・運営に関するマニュアルの内容を周知する。
- ⑥ 保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災危機管理課と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は防災危機管理課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

5 在宅避難等

- (1) 防災危機管理課は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

- (2) 防災危機管理課は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第4 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、避難すべき区域や発令の判断基準、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点、市民に対する伝達方法等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、洪水ハザードマップを活用した市民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報に関するマニュアルの作成

- (1) 防災危機管理課は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水に対する避難情報に係るマニュアルを作成する。
- (2) 防災危機管理課は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考に、適宜、マニュアルを改定する。
- (3) 府は、市がマニュアルを作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

防災危機管理課は、洪水ハザードマップ等を活用しながら、主に次の事項について広報紙や市ホームページ、啓発冊子、出前講座等を通じて、市民への周知を図るとともに意識啓発を行う。

- (1) 最大で市域の約8割が浸水する可能性があること。
- (2) 淀川が氾濫すると最大で約7m浸水する地域があると想定されていること。
- (3) 淀川が氾濫すると最長で2週間程度浸水が継続する地域があると想定されていること。
- (4) 緊急避難場所への避難や在宅避難は、避難生活が長期にわたる可能性があり、ライフラインの停止等により劣悪な生活環境で健康を害しやすくなるリスクがあること。
- (5) 市外の広域避難場所や、安全な親戚・知人宅、宿泊施設などへの早めの広域避難を推奨していること。
- (6) 災害が切迫しているときは、遠方に避難することがかえって危険となるため、近くの高い建物・場所で身を守る必要があること。

第5 避難誘導體制等の整備

1 市

市は、災害発生時に安全かつ円滑に避難誘導を行うための体制等を整備する。

(1) 案内標識等の設置

防災危機管理課は、一時避難場所、避難所、緊急避難場所、避難路等への案内標識、誘導標識の設置を推進し、市民への周知を図る。

- (2) 多様な関係者との地域版防災マップの作成、マイ・タイムラインの作成促進
- ① 防災危機管理課は、地域版防災マップについて、自主防災組織、防災サポーター、民生委員・児童委員、校区等福祉委員会、PTA、学校等の多様な関係者に参画を要請し、共同で作成を行う。
 - ② 防災危機管理課は、出前講座や自主防災訓練等の機会を通じて、市民のマイ・タイムラインの作成を促進する。
- (3) 避難誘導體制の整備
- ① 防災危機管理課は、防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール・エリアメールといった情報伝達手段の操作方法の習熟を図る。
 - ② 防災危機管理課は、自主防災組織、自治会、町会、防災サポーターに災害時の避難所等への避難誘導に係る協力を要請しておく。
 - ③ 消防総務課は、消防団に対し、摂津市消防団活動マニュアルの周知を図る。
- 2 学校園、病院等の施設管理者
- (1) 学校、認定こども園、保育園、幼稚園、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備するとともに、避難訓練を実施する。
 - (2) 学校教育課は、小中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールを定め周知するとともに、引き渡し訓練の実施を促進する。
 - (3) 保育教育課は、公立認定こども園と保護者との間で、災害発生時における園児の保護者への引き渡しに関するルールを定め周知するとともに、引き渡し訓練を実施する。
 - (4) 保育教育課は、災害発生時における認定こども園、幼稚園、保育園との連絡体制の整備を図る。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画・訓練とするよう努める。

第6 水害時の広域避難体制の整備

- 1 防災危機管理課及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう大規模氾濫減災協議会（三島地域水防災連絡協議会）など、既存の枠組みを活用して国や他の自治体との協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結について検討を進める。
- 2 防災危機管理課及び府は、三島地域広域避難検討ワーキングを通じて、協定の締結等により広域避難場所を確保するとともに、確保した施設を避難場所として使用する際の具体的な運用方法を検討する。
また、国や府の広域避難に係るトリガーの検討を踏まえて、トリガー情報の発出、広域避難の開始に係る意思決定の方法、避難情報の発出等について検討を進める。

第7 応急危険度判定の運用体制の整備

市及び府は、市民等の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した民間建築物等の危険度を判定するための体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

- (1) 府は、市、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行う。
- (2) 建築課は、市職員の被災建築物応急危険度判定士の登録を促進する。

2 実施体制の整備

- (1) 府は、被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。
- (2) 建築課は、判定主体として、被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、資機材、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制等、実施体制の整備を図る。
- (3) 建築課は、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づく訓練等を実施するとともに、必要に応じて、当該マニュアルの見直しを行う。

3 被災建築物応急危険度判定の普及啓発

建築課は、建築関係団体と協力し、市民に対して、被災建築物応急危険度判定の趣旨について理解が得られるよう啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅の供給体制の確立

資産活用課は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園や公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定し、取付道路の幅員（プレハブによる建設の場合は取付道路幅員が6m以上必要）、障害物やライフライン施設の有無等の把握に努める。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間賃貸住宅の把握など、総合的な被災者の応急的・一時的な住宅の確保体制を整備する。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。

また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第9 罹災証明書等の発行体制の整備

- (1) 固定資産税課は、防災危機管理課とともに、摂津市罹災証明書等交付要綱を活用した研修や訓練による家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

- (2) 固定資産税課及び建築課は、被災建築物の情報共有体制について、あらかじめ検討を行う。

- (3) 固定資産税課及び防災危機管理課は、制度の趣旨について市民の理解が得られるよう普及啓発に努める。
- (4) 防災危機管理課は、必要に応じて、摂津市罹災証明書等交付要綱の見直しを行う。
- (5) 府は、市における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう市に対する家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等を行うとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(資料)

【資料 10】 避難路、一時避難場所、広域避難場所位置図

【資料 19】 応急仮設住宅建設候補地一覧

第7節 緊急物資確保体制の整備

市及び府は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流出等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。なお、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するなど体制の整備に努める。

第1 応急給水体制の整備

1 給水体制の整備

水道施設課、料金課、府及び府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は、順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 給水拠点等の整備

- ① 経営企画課は、配備した緊急用給水栓の適切な維持管理を行う。
- ② 経営企画課は、災害用備蓄水を備蓄する。
- ③ 経営企画課は、組立式給水タンク等の給水用資機材を備蓄するとともに、非常用飲料水袋の計画的な更新を行う。
- ④ 水道施設課及び料金課は、あんしん給水栓の活用や広報活動も含めた応急給水マニュアルを作成する。
- ⑤ 経営企画課は、災害時の応援要請に係る手続等を整理しておくとともに、運転監視等業務及び水道料金徴収等業務の受託業者と締結した災害時応援協定に基づく具体的な運用方法について、協議・検討を行う。
- ⑥ 経営企画課は、必要に応じて、災害時応援協定の締結について検討を行う。
- ⑦ 経営企画課及び水道施設課は、応急給水訓練を実施するとともに、公益社団法人日本水道協会等が主催する広域的な訓練に参加する。

第2 食料・生活必需品の備蓄・調達

市、府及び防災関係機関は、相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り、要配慮者、女性、子どもに配慮する。

1 市、府による備蓄・調達

(1) 重要物資の備蓄

防災危機管理課及び府は、大阪府域救援物資対策協議会が定める「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

本市では、想定される地震の内、最も避難所生活者数が多い地震であると想定されている上町断層帯地震Aの被害想定を基に必要量の算出を行う。

(2) その他の物資の確保

防災危機管理課及び関係各課は、国・府からのプッシュ型配送物資や民間事業者との協定締結も含め、次の物資の確保に努める。

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② ボトル水等の飲料水
- ③ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ④ 被服（肌着等）
- ⑤ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）
- ⑥ 光熱用品（LP ガス、LP ガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑦ 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ⑨ ブルーシート、土のう袋
- ⑩ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑪ 簡易ベッド、間仕切り等
- ⑫ 要援護高齢者、障害者用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- ⑬ 棺桶、遺体袋
- ⑭ その他、必要な備蓄品・資機材

(3) 備蓄・供給体制の整備

- ① 防災危機管理課は、リスク分散を図り、また、速やかに物資等を輸送、供給するため、指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保に努めるとともに、民間事業者との協定等により、物資の確保を図る。
- ② 防災危機管理課は、備蓄品の点検・更新を行う。
- ③ 防災危機管理課及び産業振興課は、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結を含めて、物資の受入れ・配送体制の整備に努める。
- ④ 防災危機管理課及び産業振興課は、既存の協定締結事業者への応援要請手続を確認しておく。
- ⑤ 防災危機管理課及び産業振興課は、新物資システム（B-PL0）の操作訓練に参加し、習熟に努める。
- ⑥ 防災危機管理課は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表する。
- ⑦ 府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、避難者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、新物資システム（B-PL0）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

2 関西広域連合

関西広域連合は、民間物流事業者、流通事業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」に基づき、関西における災害時の実効性のある物資供給を推進していく。

3 その他の防災関係機関

- (1) 農林水産省は、応急用食料品の調達・供給体制の整備及び調整並びに米穀の備蓄を行う。
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）は、応急用食料品の調達・供給体制に関する連絡を行う。
- (3) 近畿経済産業局は、生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 日本赤十字社大阪府支部は、毛布、日用品等の備蓄を行う。

第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために必要な防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 水道施設課は、施設の被害状況を迅速に把握するための体制の整備に努める。
- (2) 水道施設課は、管路の多重化等により、バックアップ機能を強化する。
- (3) 経営企画課及び水道施設課は、関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 水道施設課は、応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 水道施設課は、管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

経営企画課及び水道施設課は、応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

経営企画課及び水道施設課は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力・応援受援体制の充実強化、緊急対応の円滑な実施並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

経営企画課及び水道施設課は、災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう災害応援協定の締結に努めるとともに、協定締結団体等との連携強化を図るなど、協力体制を整備する。

第2 下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために必要な防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 下水道事業課は、設備、管渠の老朽化箇所など、被害の生じやすい箇所について、平常時から把握に努め、対策を講じる。
- (2) 下水道事業課は、施設管理図書の整備を推進するとともに、応急復旧マニュアル等を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 下水道事業課は、災害時に必要な復旧用資機材を把握し、備蓄を推進するとともに、保有資機材の点検に努める。
- (2) 下水道事業課は、応急復旧用資機材の迅速な調達に向け、確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

経営企画課及び下水道事業課は、情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の強化、緊急対応・応急復旧の手順の習熟、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 経営企画課及び下水道事業課は、災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、市町村間や民間事業者との協定締結による協力応援体制の整備に努める。
- (2) 経営企画課及び下水道事業課は、府と協力して、「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から摂津市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等、情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の習熟、並びに防災意識の高揚を図るため、大規模災害等も想定した各種防災訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。
- (4) 摂津市が主催して行う総合防災演習等に参加し、顔の見える関係性を構築する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、ガス圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により、被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
- ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の習熟並びに防災意識の高揚を図るため、大規模災害等も想定した各種防災訓練を計画的に実施する。

また、摂津市が主催して行う総合防災演習等に参加し、顔の見える関係性を構築する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信

NTT 西日本株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害から迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害時応急対策活動及び災害復旧を実施するため、復旧用資機材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ① 災害予報及び警報の伝達
 - ② 非常招集
 - ③ 災害時における通信疎通確保
 - ④ 各種災害対策機器の操作
 - ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥ 消防及び水防
 - ⑦ 避難及び救護
- (2) 国、府、市が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力することで、平常時からの連携体制を構築する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等に係る通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と強調し、市、府及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるよう努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

- 1 水道施設課、下水道事業課、府及び府内水道（用水供給）事業者は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

- 3 NTT 西日本株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

防災危機管理課は、関係各課、府、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。

第1 鉄軌道施設

東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び大阪モノレール株式会社は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の備蓄及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合は、所要の手続を行った上で、伐採を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

第2 道路施設

国は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

道路管理課及び他の道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者等支援体制の整備

市及び防災関係機関は、地域で避難行動要支援者等の支援に携わる関係団体、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害時の情報提供や避難誘導等、様々な場面において、避難行動要支援者等に配慮した対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障害者・高齢者に対する支援体制の整備

1 府の取組

(1) 個別避難計画の作成支援等

府は、市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別避難計画の策定等、避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。

(2) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の体制整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

(3) 難病患者等への支援体制の構築

府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。

府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。

2 避難行動要支援者名簿の作成、提供

(1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新

① 防災危機管理課は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、身体障害者手帳1級・2級所持者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものを除く）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、療育手帳A所持者、介護保険の要介護3・4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし登録をしている高齢者について、障害福祉課及び高齢介護課から次の情報を収集する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

- ② 防災危機管理課は、①の対象者以外の者から避難行動の支援の申し出があった場合は、①のア～キの情報を収集する。
 - ③ 防災危機管理課は、①及び②の情報を取りまとめ、避難行動要支援者台帳を作成する。
 - ④ 防災危機管理課は、避難行動要支援者名簿の情報を定期的に更新する。
- (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供
- ① 防災危機管理課は、(1) の名簿情報を保健福祉課と共有する。
 - ② 防災危機管理課は、(1) の名簿情報の内、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ている情報を地域支援組織に提供する。
 - ③ ①の名簿情報を提供する地域支援組織の範囲は、次のとおりとする。
 - ア 消防本部班（消防団）
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 摂津市社会福祉協議会
 - エ 自治会・町会（自主防災組織）
 - オ 避難支援等への協力が得られる事業者・団体（福祉事業者・障害者団体等）
 - カ その他、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために必要と認める者
 - ④ 防災危機管理課、保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課及び消防総務課は、地域支援組織の協力を得て、各避難行動要支援者との情報収集伝達体制や避難支援体制の整備を図る。
 - ⑤ 防災危機管理課は、名簿情報を提供する地域支援組織と覚書を締結するなど、名簿情報の漏洩防止に必要な措置を講ずるよう求める。

3 個別避難計画の作成、提供

(1) 個別避難計画の作成

- ① 防災危機管理課は、保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者（避難支援等関係者）と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る要支援者ごとに、本人の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- ② 防災危機管理課は、個別避難計画の作成に当たっては、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に加え、次の情報を収集するとともに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等が適切に反映されるよう必要に応じて更新を行う。
 - ア 避難支援等実施者（避難支援等関係者の内、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号、その他連絡先
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項
 - ウ その他、避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

(2) 個別避難計画の提供

- ① 防災危機管理課は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、避難支援等関係者に対して、あらかじめ個別避難計画を提供し、情報収集伝達体制や避難支援体制の整備を図る。

- ② 防災危機管理課は、避難支援関係者等に個別避難計画の漏洩防止に必要な措置を講ずるよう求める。
- ③ 防災危機管理課は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう避難支援関係者等への必要な情報の提供等に努める。

第2 社会福祉施設の取組

府は、介護保険施設、障害者支援施設に対し、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、府内外における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れのほか、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努める。また、介護保険施設、障害者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練を行う。また、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制の整備に努める。

第3 福祉避難所の確保・指定

- 1 保健福祉課、障害福祉課及び高齢介護課は、避難行動要支援者等が安心して避難生活を送れるよう指定避難所での生活が困難となった又は困難と判断される避難行動要支援者等を受け入れるための福祉避難所の確保に努めるとともに、受入れ対象を特定する。
- 2 防災危機管理課は、確保した福祉避難所を受入れ対象を含めて公示する。
- 3 保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課及び防災危機管理課は、福祉避難所の役割について市民に周知を図る。
- 4 保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課及び出産育児課は、福祉避難所の管理者等と連携し、福祉避難所の開設・運営に関するマニュアルの共有等を通じて、福祉避難所の管理者の開設及び運営等についての体制の確保に努める。
- 5 防災危機管理課は、個別避難計画の作成を進める中で、保健福祉課、障害福祉課及び高齢介護課の協力を得て、福祉避難所への直接避難についても検討を進める。

第4 外国人に対する支援体制の整備

1 関係機関との連携

府は、外務省をはじめとする国の関係機関、市、大阪観光局、大阪府国際交流財団(OFIX)、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、災害時に府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団(OFIX)と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

市は、府への要請方法の確認を行うなど、「災害時多言語支援センター」との連携強化を図る。

なお、総務省は、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

2 情報発信等による支援

(1) 防災危機管理課及び府は、防災に関する情報の提供等において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

(2) 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、気象情報が確実に伝達できるよう多言語化等の環境の整備を図る。

3 避難所における支援

府は、避難所を運営する市が円滑に多言語支援を行えるよう大阪府国際交流財団(OFIX)と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

自治振興課は、摂津市国際交流協会と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第11節 帰宅困難者支援体制の整備

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

防災危機管理課及び産業振興課は、災害発生後、事業所の従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、府、関西広域連合、摂津市商工会等と連携して、企業等に対して次のような事項についての啓発を行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける。
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等取るべき行動
- 3 事業所等内に滞在するために必要な物資の確保（その際、女性や障害者等のニーズに配慮する。）
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 これらを確認するための訓練の実施

第2 道路や鉄道の情報共有の仕組みの確立と啓発

府は、関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、府民に対しこれらの情報の入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、市を含む防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第3 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府石油商業組合の組合員は、府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

3 府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組を国・市・関西広域連合等とも連携しながら進める。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市、府及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、避難行動要支援者等の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるほか、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制の整備、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

防災危機管理課、府及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時において自発的な防災活動を行えるよう地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識や、「災害時においても人権を尊重する」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力が得られるよう取り組む。

また、防災と福祉の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

防災危機管理課は、平常時から次の事項について普及啓発を図る。

- (1) 自助・共助・公助の役割
- (2) 摂津市で想定される主な地震の被害想定
- (3) 摂津市の水害リスク
- (4) 台風に関する知識
- (5) 生活物資（最低3日間分でできれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等）の備蓄
- (6) 非常用持出品（貴重品、非常食品、衛生用品等）の準備
- (7) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (8) 家具等の転倒防止対策

- (9) 住宅用消火器・感震ブレーカーの設置
- (10) 住宅の耐震診断、状況に応じた耐震改修の必要性
- (11) 様々な条件下（家屋内・調理中等）で災害時に取るべき行動
- (12) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (13) 水害時の広域避難の必要性
- (14) 広域避難が間に合わない場合の避難方法
- (15) マイ・タイムラインの作成
- (16) 水害時の警戒レベル
- (17) 避難所・緊急避難場所等となる施設
- (18) 防災情報の収集方法
- (19) 身の安全の確保方法
- (20) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (21) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- (22) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (23) 避難行動要支援者への支援
- (24) 避難生活に関する知識
- (25) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- (26) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動
- (27) 災害時の人権、災害時要配慮者への支援

2 普及啓発の方法

(1) 広報紙

防災危機管理課は、年に2回程度、広報紙の特集ページに防災情報を掲載する。

(2) 防災啓発冊子等を通じた啓発

防災危機管理課は、水害対応ガイドブック、地域版防災マップ及び啓発動画、広域避難シミュレーション動画等を活用した啓発を実施する。

(3) 活動等を通じた啓発

防災危機管理課は、出前講座の実施、関係課・機関等と連携した講座・研修の実施、自主防災訓練での啓発ブースの出展、自主防災組織や防災サポーター等と連携した各種取組のワークショップ等を通じて啓発を実施する。

第2 防災教育等

1 学校園における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、水害リスクがある学校は、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ① 気象、地形、地震、津波についての正しい知識

- ② 防災情報の正しい知識
 - ③ 気象予警報や避難情報等の意味
 - ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - ⑤ 災害等についての知識（災害時の人権、災害時要配慮者への支援等）
 - ⑥ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (2) 教育の方法
- ① 防災週間等を利用した訓練の実施
 - ② 教育用防災副読本、ビデオの活用
 - ③ 特別活動等を利用した教育の推進
 - ④ 防災関係機関との連携
 - ⑤ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
 - ⑥ 自主防災組織、ボランティア等との連携
- (3) 教職員の研修
- ① 学校教育課は、地震・水害に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。その際、必要に応じて、防災危機管理課に研修への講師派遣を要請する。
 - ② 学校は、防災危機管理課が自主防災組織や防災サポーター等と実施する各種取組のワークショップ等への参加に努める。
- (4) 学校における防災教育の手引き
 学校教育課は、「摂津市防災教育の手引き」を参考に小中学校の防災教育を推進する。
- (5) 校・園内防災体制の確立
 学校（学校教育課）及び市立認定こども園（保育教育課）は、児童・生徒、園児の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校・登降園時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、学校・園内の防災体制の確立に努め、保護者との情報共有を図る。
- (6) 災害時の備蓄品
 学校は、防災危機管理課と連携して、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等が参画した防災教育

学校教育課は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

防災危機管理課及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

第2節 自主防災体制の整備

市及び府は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団や防災サポーターとの連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化の進行に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として摂津市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

摂津市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組を支援する。

なお、摂津市防災会議は、本計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、摂津市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

防災危機管理課は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織の充実

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に関する知識及び技能の習得及び普及啓発（市等が開催する研修・講座の受講等）
- ② 防災に対する心構えの普及啓発

- ③ 災害発生への備え（地域の要配慮者の把握、避難路・避難所等の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
 - ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）
 - ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得
 - ⑥ その他、自主防災体制の強化に向け、必要な活動
- (2) 災害時の活動
- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援等）
 - ② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
 - ③ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
 - ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達等）
 - ⑤ 市等と連携した指定避難所の運営
 - ⑥ その他、災害時要配慮への支援など実施可能な災害応急対策

2 支援方法

- (1) 防災危機管理課は、大阪府内市町村防災対策協議会が実施する自主防災組織リーダー育成研修への自主防災組織の参加を促進する。
- (2) 防災危機管理課は、各校区・地区の自主防災組織による自主防災訓練の実施を促進する。
- (3) 防災危機管理課は、自主防災組織が防災に関する活動を行うために必要な物品を支給する。
- (4) 防災危機管理課及び関係各課は、自主防災訓練において、防災に関する講座等を実施し、知識・技能の普及を図る。
- (5) 防災危機管理課は、総合防災演習、地域版防災マップや施設個別の避難所運営マニュアルの作成などの取組に自主防災組織の参加を促し、知識・技能の普及を図る。
- (6) 防災危機管理課は、地域版防災マップや施設個別の避難所運営マニュアルの作成などの取組を通じて、防災サポーターや民生児童委員協議会、校区等福祉委員会、学校、PTA、避難所等の施設管理者、民間事業者、消防団等との連携を促進し、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

第3 防災サポーターの充実

1 活動内容

- (1) 平常時の活動
 - ① 防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること。（市等が開催する研修・講座の受講等）
 - ② 防災意識の啓発を図るための活動に関すること。
 - ③ その他、災害予防及び災害防止に関すること。
- (2) 災害時の活動
 - ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への支援等）
 - ② 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
 - ③ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達等）

- ④ 市等と連携した指定避難所の運営
- ⑤ その他、災害時要配慮への支援など実施可能な災害応急対策

2 養成方法等

- (1) 防災危機管理課は、防災サポーターに係る制度の周知を図るとともに、防災サポーター養成講座を定期的実施する。
- (2) 防災危機管理課は、市民の防災士資格取得に係る支援を行うとともに、防災士資格取得者用防災サポーター養成講座を定期的実施する。
- (3) 防災危機管理課は、防災サポーターの防災に関する知識及び技能の向上に向け、防災に関する情報を提供するとともに、防災に関する研修又は訓練を定期的実施する。
- (4) 防災危機管理課は、総合防災演習、地域版防災マップや施設個別の避難所運営マニュアルの作成などの取組、自主防災訓練などに防災サポーターの参加を促し、知識・技能の向上を図る。

第4 事業者による自主防災体制の整備

1 事業継続力強化支援計画の推進

摂津市商工会及び産業振興課は、共同で策定した事業継続力支援計画に基づき、次の対策を推進する。

- ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ② 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援
- ③ 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握
- ④ 摂津市商工会と産業振興課との連絡ルートの確認
- ⑤ 協定締結事業者と連携したセミナー等の実施

2 社員と会社を守るガイドを活用した啓発活動の実施

防災危機管理課及び府は、府が作成している社員と会社を守るガイドを活用して、主に次の事項の啓発を実施する。

- (1) 地震対策
 - ① 社内待機の必要性（帰宅困難者対策）
 - ② 安全に社内待機をするための事前の取組
 - ③ 発災時にとるべき行動
- (2) 風水害対策
 - ① ハザードマップによる風水害のリスクの把握
 - ② 企業タイムラインの作成等の風水害対策
- (3) その他
 - ① 訓練の実施
 - ② 共助の必要性

3 消防法等に基づく立入検査の実施

予防課は、消防法等に基づく立入検査の機会を活用して、消防用設備等について、事業所に対する指導・助言を行う。

第5 救助活動の支援

防災危機管理課、消防本部、府警察（摂津警察署）及び防災関係機関は、自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

第1 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市及び府は地域のボランティア活動の支援を行う。

また、市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、摂津市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

さらに、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。

1 受入れ窓口の整備

保健福祉課及び摂津市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

2 事前登録

- (1) 摂津市社会福祉協議会は、定期的に災害ボランティア養成講座を実施する。
- (2) 防災危機管理課は、摂津市社会福祉協議会が実施する養成講座に講師を派遣するなど、支援を行う。

3 災害時ボランティアコーディネーター等の育成

保健福祉課及び摂津市社会福祉協議会は、相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーター等の養成に努める。

4 摂津災害ボランティアネットワーク

摂津市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を効果的かつ円滑に進めるため、平常時から摂津市社会福祉協議会と行政及び関係団体、その他各種機関で相互交流と情報交換を図る。

5 災害ボランティアセンターの開設・運営の手順

摂津市社会福祉協議会は、「災害に対する摂津市と摂津市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、同協議会の災害時対応マニュアルに定めた災害ボランティアセンターの開設・運営の手順の習熟を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて企業防災の推進に努める。

- ① 防災体制の整備
- ② 従業員の安否確認体制の整備
- ③ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- ④ 防災訓練
- ⑤ 事業所の耐震化・水害対策
- ⑥ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- ⑦ 予想被害からの復旧計画の策定
- ⑧ 各計画の点検・見直し
- ⑨ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑩ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

- ① 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- ② 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ③ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- ④ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設ごとの関係法令（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの関係法令（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

府は、「大阪府都市整備中期計画」等に基づき、安全で安心できる都市づくりをめざし、都市型水害、洪水等への対応、安全な市街地を支える都市基盤の整備等を重点的に推進する。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関しては、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保等、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災構造対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市、府及び近畿地方整備局は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、市及び府は、農地等の貴重なオープンスペースの有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

水みどり課は、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）等を参考に、避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の整備に努める。

（機能の例：備蓄倉庫、放送設備、災害時用臨時ヘリポートなど）

2 道路の整備等

(1) 道路管理課は、既設道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 都市計画課は幹線道路の新設、道路交通課は既設道路の改良等を行い、道路ネットワークの形成に努める

(3) 道路管理課は、避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去、占用の制限に努める。

(4) 建築課は、必要に応じて、防火地域及び準防火地域の建築物の不燃化について助言する。

3 市街地緑化の推進

水みどり課は、延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全に努める。

4 農地の保全・活用

産業振興課は、都市部の農地が延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っていることを踏まえ、防災協力農地登録制度の推進等により、適切に保存・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

1 高台まちづくりの推進

政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当）は、高台まちづくり推進本部の下に設置した河川防災ステーション専門チーム、とりかいこども園専門チーム、都市計画・高台用地調査検討推進チームによる協議・検討を統括する。

2 都市安全確保拠点整備計画の推進

政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当）は、近畿地方整備局淀川河川事務所及び関係各課と連携し、一団地の都市安全確保拠点施設（河川防災ステーション、水防センター、とりかいこども園）の整備を推進する。

第3 千里丘駅西口再開発事業の推進

都市計画課は、当該事業により、計画的な土地の高度利用による災害に強い良好な住環境の形成を推進する。

第4 建築物の安全性に関する指導等

建築課は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法に基づく助言を行う。

府、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第5 空家等の対策

建築課は、摂津市住宅マスタープラン（摂津市住生活基本計画）第2章摂津市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。

第6 所有者不明土地の活用

国、府及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

防災危機管理課は、所有者不明土地に関する窓口となる部署と連携し、防災対策の推進に努める。

第7 文化財

生涯学習課は、市民及び文化財の所有者又は管理者等に対し、文化財を災害から保護するための防災意識の普及啓発を行う。

第8 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 水道・工業用水道（府内水道（用水供給）事業者）

水道施設課は、災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ① 浄水池・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - ② 避難所、医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ③ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域の自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

下水道事業課は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) スtockマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理に努める。
- (3) 摂津市上下水道耐震化計画に基づき、優先度の高い設備から耐震化を進めるとともに、防災危機管理課と連携してマンホールトイレの整備を進める。

3 電力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可とう性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可とう性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信

NTT 西日本株式会社（関西支店）、株式会社NTT ドコモ（関西支社）、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ① 豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - ② 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - ② 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ③ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進する。
 - ⑤ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、府及び市町村の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

道路管理課及び他の道路管理者は、ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、ライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進めるよう努める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ① 共同溝は、2 以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ② 電線共同溝（C・C・BOX）は、2 以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

- (2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第9 災害発生時における廃棄物等の収集・運搬等処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

また、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、避難所ごみや仮設トイレのし尿等を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

1 し尿処理

市は、災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止に対する防止策等の措置を講じる。

- (1) 環境政策課は、し尿処理を委託している豊能町衛生センターとの災害時の連絡手段及び同センターへの搬入路の被害状況の確認手段を検討する。
- (2) 環境政策課は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、他市町村等との協力体制の整備に努めるとともに、北摂地域で締結している災害廃棄物等の処理に係る相互支援協定に基づく支援要請の手続を確認しておく。
- (3) 環境政策課は、収集・運搬に係る委託事業者との災害時の連絡手段を確認しておく。
- (4) 環境政策課は、府が大阪府衛生管理協同組合と締結した災害時団体救援協定書（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）に基づく支援要請の手続を確認しておく。
- (5) 環境政策課は、災害時のし尿処理に必要な人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、豊能町等と協議の上、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (6) 防災危機管理課及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。
- (7) 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

2 ごみ処理

市は、災害時の生活ごみ及び避難所のごみの収集・運搬等処理に関する機能の低下、停止を防止するための適切な措置を講じる。

- (1) 環境業務課は、ごみ処理を委託している茨木市環境衛生センターとの災害時の連絡手段及び同センターへの搬入路の被害状況の確認手段を検討する。
- (2) 環境業務課は、ごみ処理を委託している茨木市環境衛生センターが被災した場合に備え、生活ごみ及び避難所ごみの収集後の一時保管及び処理・処分の方法について検討する。
- (3) 環境業務課は、災害時の適切なごみの収集・運搬等処理に必要な人員体制、車両台数、仮置場等の運営・管理などについて検討し、災害対応マニュアルを整備するとともに、十分な体制を確保できない場合に備え、一般廃棄物収集運搬許可事業者と締結している「災害時等における応急対策業務に関する協定」や、北摂地域で締結している「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」に基づく手続等について確認しておく。

- (4) 環境業務課は、水害が想定される場合には、事前に収集車両を退避させるなど、復興時に必要となる機材を守るための手段について検討する。
- (5) 環境業務課は、地域と協議の上、災害時住民用集積場の選定を進める。
- (6) 環境政策課は、災害時の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (7) 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

3 災害廃棄物等処理

市は、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の収集・運搬等処理体制の確保に努める。

- (1) 環境業務課は、災害廃棄物の適切な収集・運搬等処理に必要な人員体制、車両台数、施設などを十分に確保できない場合に備え、北摂地域で締結している「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」や大阪府が公益社団法人大阪府産業資源循環協会と締結している、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく手続について確認しておく。
- (2) 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (3) 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (5) 環境業務課は、損壊家屋の解体（公費解体）を実施する場合に備え、必要な要綱、書類等の事前準備に努めるとともに、受付時の人員体制等に係る他部署との連携について協議を進める。
- (6) 環境業務課又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (7) 環境業務課は、被災家屋等からのがれきなどを含む災害廃棄物の撤去等を想定し、摂津市社会福祉協議会、NPO 等関係機関と連携・連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティアなど関係機関への災害廃棄物等の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動への環境整備に努めるものとする。
- (8) 環境業務課は、災害廃棄物の仮置場とするリサイクルプラザにおける管理・運営が円滑に進むよう検討する。

第10 放送施設災害予防対策

放送に関わる事業者は、地震・風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 放送

日本放送協会及び民間放送事業者は、災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 日本放送協会は、災害対策規定（災害対策実施細目）に基づき、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
- (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。
 - ① 株式会社毎日放送（テレビジョン放送）
 - ② 株式会社MBS ラジオ（AM ラジオ放送）
 - ③ 朝日放送テレビ株式会社
 - ④ 朝日放送ラジオ株式会社（AM ラジオ放送）
 - ⑤ 関西テレビ放送株式会社
 - ⑥ 読売テレビ放送株式会社
 - ⑦ テレビ大阪株式会社
 - ⑧ 大阪放送株式会社（AM ラジオ放送）
 - ⑨ 株式会社エフエム大阪（FM ラジオ放送）
 - ⑩ 株式会社FM802（FM ラジオ放送）

第2節 地震災害予防対策の推進

第1 住宅・建築物の耐震対策等の推進

市及び防災関係機関は、府の「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」を踏まえ、市が策定している「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」のほか、「摂津市公共施設等総合管理計画」に基づき、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1 公共建築物

- (1) 資産活用課及び関係各課は、「摂津市公共施設等総合管理計画」に基づき、建築物の耐震化に取り組む。
- (2) 資産活用課は、「摂津市公共施設等総合管理計画」に基づき、200㎡未満の小規模施設について、集約化・複合化等を検討する際に、耐震化の検討に努める。
- (3) 資産活用課及び施設所管課は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等に努める。

2 民間建築物

- (1) 建築課及び府は、住宅・建築物所有者の自主的な耐震化の取組を支援する。

建築課及び府は、きめ細かな地域密着型の啓発活動を行うとともに、自治会等、登録事業者、行政が一体となって、民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。

また、所有者の負担軽減のため、耐震診断・設計・改修補助を実施するとともに、安心して耐震化できる情報提供等、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づく施策を総合的に展開し、民間建築物の耐震化を促進する。

- (2) 特定行政庁（府）は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

第2 土木構造物の耐震対策等の推進

市、府、近畿地方整備局をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的な考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の①②の地震動を考慮の対象とする。
 - ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - ② 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。

- (4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。
- (5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

施設管理者は、高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

道路管理課は、道路橋等の耐震対策に努める。

他の道路管理者は、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。

緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し補強対策を実施する。

4 河川施設

河川管理者は、河川堤防及び河川構造物について、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5 農業用施設

施設管理者は、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年(2007年)1月)」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市、府及び防災関係機関は、地震防災対策特別措置法に基づき、府が作成している地震防災緊急事業五箇年計画を推進し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図る。

1 第六次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設
- ⑥ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を收容するための施設
- ⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ ⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

- ⑫ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- ⑬ 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑭ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑮ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ⑯ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ⑰ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑱ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ⑳ ①～⑱に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第4 地震観測体制の整備

防災関係機関は、地震に関する観測施設を適切に配置、整備し、観測体制の充実に努める。

1 大阪管区气象台

常時地震観測施設により、地震の観測を行うとともに、計測震度計により、震度の観測を行う。

緊急地震速報は、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても強い揺れが到達する前に地震発生の旨を知らせ、防災対応を促すことにより被害の軽減を図るための情報であり、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なく有効に機能する情報である。

このため、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう知識の普及啓発を進める。

2 府

府内各地に設置した計測震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確かつ詳細な震度情報を迅速に収集・伝達する。

第3節 水害予防対策の推進

市、府をはじめ関係機関は、河川・下水道等における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

第1 洪水対策

1 国土交通大臣管理河川の改修

- (1) 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修やダム建設を実施する。
- (2) 河道改修やダム建設に加え、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制等、流域治水対策を進める。
- (3) 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川等において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

2 大阪府知事管理河川の改修

- (1) 都市型豪雨等、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。
- (2) 長期的目標として、1時間雨量80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。
- (3) 今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を1時間雨量50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。
- (4) 河川施設の機能が発現されるよう維持管理に努める。

第2 雨水出水対策

下水道事業課は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、大規模開発を行う事業所に対して雨水流出抑制の指導を行うとともに、下水道の整備による雨水対策に努める。

また、内水浸水想定区域図のより効果的な市民への広報について検討を進める。

道路管理課及び府は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の適切な維持管理に努める。

第3 水害減災対策

1 洪水予報及び水防警報等

(1) 洪水予報

- ① 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

- ② 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- ③ 近畿地方整備局は、上記②で指定した洪水予報河川について、府の求めに応じ、上記①で指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報を府及び大阪管区气象台に提供するものとする。
- ④ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
- ⑤ 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 水位到達情報の発表

- ① 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。
また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。
府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(3) 水防警報の発表

- ① 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。
- ② 府は、管理河川のうち、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。
- ③ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。
- ④ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動又は出動準備させる。

(4) 水位情報の公表

府は、管理河川のうち、水位・潮位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

(5) 浸水想定区域の指定・公表

- ① 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。
- ② 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- ③ 府は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。
 - ④ 下水道事業課は、想定し得る最大規模の降雨により、排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保
- ① 防災危機管理課は、洪水・内水浸水想定区域の指定や変更があった場合は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、全戸配布や出前講座等を通じて、市民に周知を行う。
- (7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- ① 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長（防災危機管理課）に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長（防災危機管理課）に報告する。
 - ② 防災危機管理課及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、防災危機管理課は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 洪水リスクの周知

防災危機管理課は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、全戸配布や出前講座等を通じて、市民に周知を行う。

防災危機管理課は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 水防と河川管理等の連携

- (1) 府は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者等の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。
- (2) 防災危機管理課、水みどり課及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための連携を図る。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

4 水防団の強化

府及び淀川右岸水防事務組合は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(資料)

【資料 18】 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第4節 危険物等災害予防対策の推進

第1 危険物災害予防対策

予防課は、消防法など、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ① 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- ② 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ③ 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ① 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- ② 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ③ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- ④ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ① 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- ② 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

予防課及び府は、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

予防課及び府は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。
- (2) 危害防止規程の策定を指導する。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備にするよう指導する。
- (2) 学校、研究所等の実験、検査用毒物劇物については、落下等のおそれのない場所に保管するとともに、漏洩による危険を防止するよう指導する。
- (3) 営業者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときには、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

3 危害防止体制の整備

営業者等に対して、危害防止体制の整備を指導する。

4 啓発

毒物劇物に関する知識の普及等、関係者の危害防止意識の高揚を図る。

第5 管理化学物質災害予防対策

府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生 of 未然防止について意識の高揚を図る。

1 規制

(1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

(1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。

(2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

(3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第5節 火災予防対策の推進

市及び府は、市街地等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

第1 建築物等の火災予防

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

予防課及び消防署は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

予防課及び消防署は、学校、病院、工場等、多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

① 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

② 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

③ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理等

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

予防課は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組を推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

予防課及び消防署は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 住民、事業所に対する指導、啓発

消防本部（署）及び府は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

所管行政庁（府）は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

予防課及び府は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管理体制の確立、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

① 高層建築物

高さが31mを超える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

所管行政庁（府）は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

予防課は、管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

予防課は、高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

予防課は、原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。